

「三重県農業農村整備計画」の概要

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

みえ県民力ビジョンおよび三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の目標を踏まえた基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

H28からH37までの10か年計画

第2章 三重県の農業および農村を取り巻く情勢

1 人口減少・高齢化社会の到来

2 食料自給率の低下

3 グローバル化の進展

4 防災意識の高まり

5 環境問題への対応

6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

1 農業の生産性

- ・ほ場整備率は約8割の一方、耕作放棄地は増
- ・農地集積は約3割の低水準

2 農村の防災減災

- ・農業用ため池の耐震対策済は少数
- ・排水機場の約7割が耐用年数超

3 農村の活力

- ・中山間地域等は人口減少等で活力が低下
- ・都市住民ニーズは農村の自然やふれあい

4 農業および農村の多面的機能

- ・地域資源の維持が困難
- ・中山間地域等は、農業生産活動が弱体化

第4章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり 役割3 地域の活動を支える体制づくり

2 取組展開に向けた基本視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、地域での計画づくりに能動的に関わるとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。

併せて、農業生産性の向上や多面的機能の維持・発揮等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

基本視点1 地域の特性を生かした生産基盤の整備

基本視点2 重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備

基本視点3 地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

3 農業農村整備がめざす農業及び農村の将来の姿

- ① 収益性の高い農業 ② 安全・安心な農村生活 ③ 農村活力の維持・強化 ④ 多面的機能の維持・発揮

第5章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業競争力の強化と農村地域の強靱化を図るとともに、地域社会の維持・活性化に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○**地域の特性**を生かした計画づくりに**能動的**に関わり、事業に関する情報提供等を行い、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度**を設定して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積	集積(面積)率	70%
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化	パイプライン化進捗率	80%
	生産性の高い農業をめざした農地整備(区画整理)	ほ場整備率	90%

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の耐震対策及び長寿命化に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	5,500ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	対策済ため池の数	65か所
	基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化	整備済排水機場の数 機能保全計画策定延長	23か所 75km

3 地域の特性を生かした農村の振興

中山間地域等の条件不利を解消するため、農業集落排水施設や農道・集落道路等の生産基盤・生活環境の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	条件不利を解消する生産基盤や生活環境の整備	集落率	90%
基本事業	農業集落排水事業の実施による生活環境の整備	農業集落排水整備地区数	75地区
	基盤整備を契機とした農村の交流・活性化	交流活性化を促す整備施設数	59施設

4 多面的機能の維持・発揮

農業および農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	多面的機能維持・発揮のための地域活動	集落率	60%
基本事業	多面的機能支払事業の活動組織への支援	活動支援面積率	70%
	中山間地域等直接支払の協定集落への支援	協定支援面積率	60%

第6章 推進体制

1 **関係者の役割** 本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携しながら行う。

2 **推進体制** 「地域づくりのための農業農村連絡会議(仮称)」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

森林環境税(仮称)等の創設について(案)
～平成30年度与党税制改正大綱より～

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税] 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

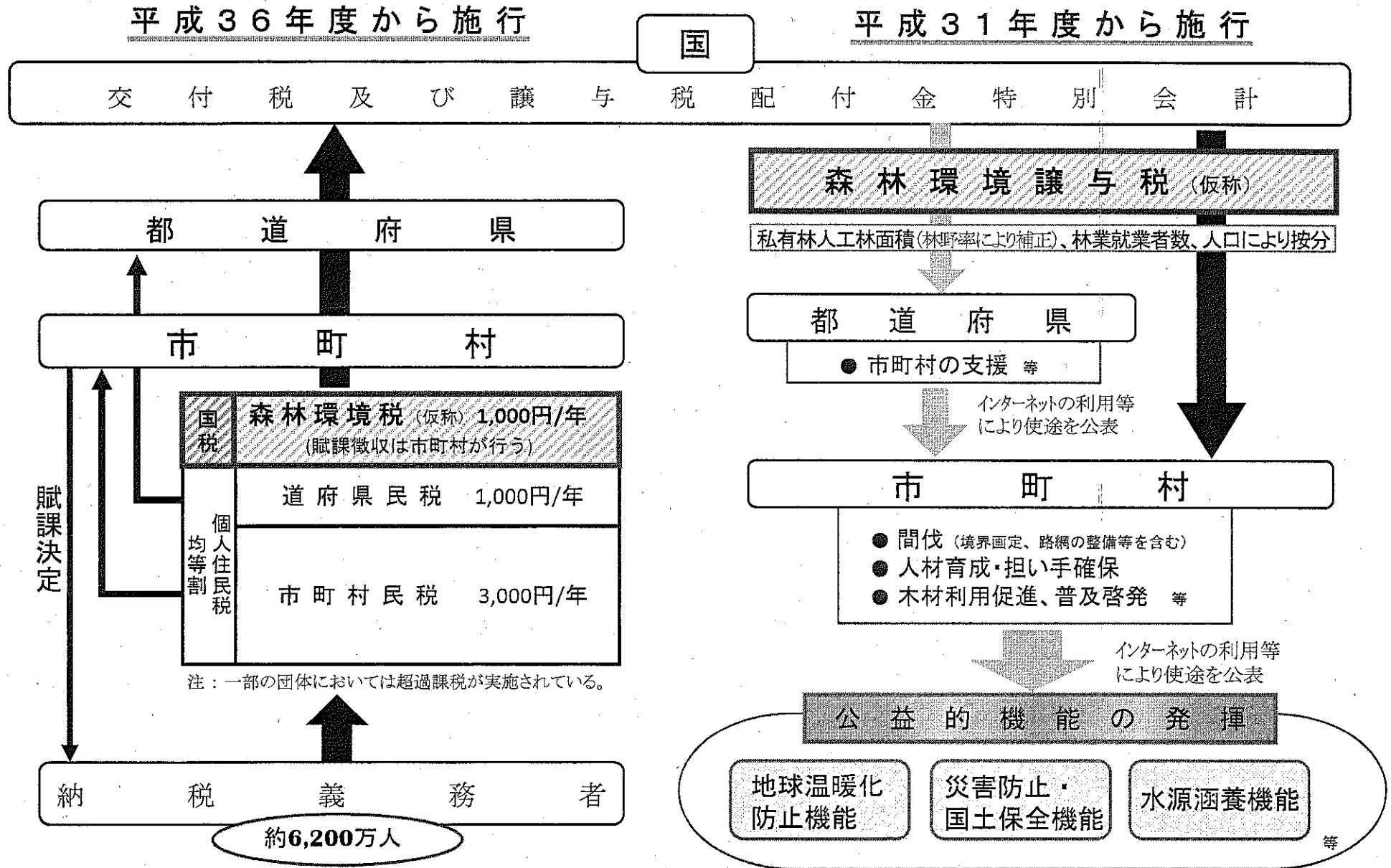
<p><u>納税義務者等</u>: 国内に住所を有する個人に対して課する国税</p> <p><u>税率</u>: 1,000円(年額)</p> <p><u>賦課徴収</u>: 市町村が個人住民税と併せて賦課徴収</p> <p><u>国への払込み</u>: 都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み</p> <p><u>その他</u>: 個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置</p>	<p><u>譲与総額</u>: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額</p> <p><u>譲与団体</u>: 市町村及び都道府県</p> <p><u>使途</u>: (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用 (都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用</p> <p><u>譲与基準</u>: (市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※私有林人工林面積については、林野率により補正 (都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</p> <p><u>使途の公表</u>: インターネットの利用等の方法により公表</p>
--	--

3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



みえ森と緑の県民税（制度中間案）について

平成 30 年 4 月 13 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1 「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らし身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2 「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」等、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥

当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2,386,781	57,727	2,444,509	49
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	632,443	632,443	13
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	114,097	433,475	547,572	11
	4. 木の薫る空間づくり	-	1,154,093	1,154,093	23
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	-	219,261	219,261	4
計		2,500,878	2,496,999	4,997,877	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

（対策1：土砂や流木を出さない森林づくり）

〔取組状況〕

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

〔課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、未整備森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。

- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らし身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時における透明性のより一層の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育の推進を目的とし、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会の創出を行いました。

市町では、小中学校における森林環境教育の取組を支援する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策 5 : 地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、住民が森林や自然と触れ合う機会を増大することを目的とした、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育園、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では、委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。しかし、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、

森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査等で意見聴取を行いました。この結果を基に、以下に基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」、それに伴う 5 つの対策に基づいた課題に対応していく必要があると 9 割以上の意見があったことから、2 つの基本方針と 5 つの対策を継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うことをします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、当基本計画に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2 つの基本方針と 5 つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>④ 水源林の整備 水源地域等において、水源かん養機能を高める森林整備を実施する。</p> <p>⑤ 木質バイオマスの活用 「木の駅プロジェクト」等、林地残材の木質バイオマスとしての活用を促進する。</p> <p>⑥ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れる等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業案
3. 森を育む人づくり	<p>森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供することや、災害に強い森林づくり、県民全体で森林を支える社会づくりに資する人材を育成する等、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催や、学校教育関係者を対象とした研修を実施する。</p> <p>② 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育を実施する。</p> <p>③ 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>④ 森林環境教育・木育が行える場の整備 既存施設のリニューアルを図る等、子どもたちが森林環境教育や木育が体験できる場を整備する。</p> <p>⑤ 県産材を活用した木製備品の小中学校等への配備 県産材で製作した机・イスの配備や、木製遊具・玩具の整備等、木育の取組を進める。</p> <p>⑥ 森林とふれあう機会の創出 植樹祭等の開催や、都市住民と山村地域との交流等住民と森林とのふれあいを促進する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 木の薫る空間づくり	<p>木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進する等、木材と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化 公共建築物や大規模集客施設等の県産材を活用した木造・木質化を促進する。</p> <p>② 公共施設等への木製備品の配備 木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等に木製家具等を導入する。</p> <p>③ 木材利用の啓発 木材利用が森林整備の促進につながり、森林の持つ多面的機能の向上につながることを周知する機会を設ける。 等、「木の薫る空間づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進、森林環境教育のために森林を活用できるよう、森林整備や遊歩道・ベンチの設置等を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成31～35年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	5.3	10
	4. 木の薫る空間づくり	1.8	4
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

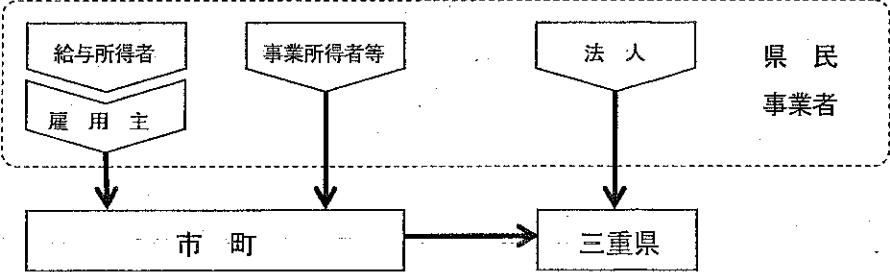
県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乘せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税																			
納税義務者	<p>【個人】<納税義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>																			
	<p>【法人】<約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>																			
税率（年額）	【個人】1,000円																			
	<p>【法人】現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>～ 1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>～ 10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>～ 50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)		1千万円以下	2,000円	1千万円超	～ 1億円以下	5,000円	1億円超	～ 10億円以下	13,000円	10億円超	～ 50億円以下	54,000円	50億円超		80,000円
	区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)																	
	1千万円以下	2,000円																		
1千万円超	～ 1億円以下	5,000円																		
1億円超	～ 10億円以下	13,000円																		
10億円超	～ 50億円以下	54,000円																		
50億円超		80,000円																		
<p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>																				
税収規模	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9億0千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1億8千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10億8千万円</td> </tr> </tbody> </table>			平年度	個人	9億0千万円	法人	1億8千万円	計	10億8千万円										
	平年度																			
個人	9億0千万円																			
法人	1億8千万円																			
計	10億8千万円																			

徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> 
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入
税収の使途	<p>森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり</p>
使途の明確化	<p>「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり</p>
評価制度	<p>「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>
見直し期間	<p>施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>

8. 使途の明確化（基金の創設）

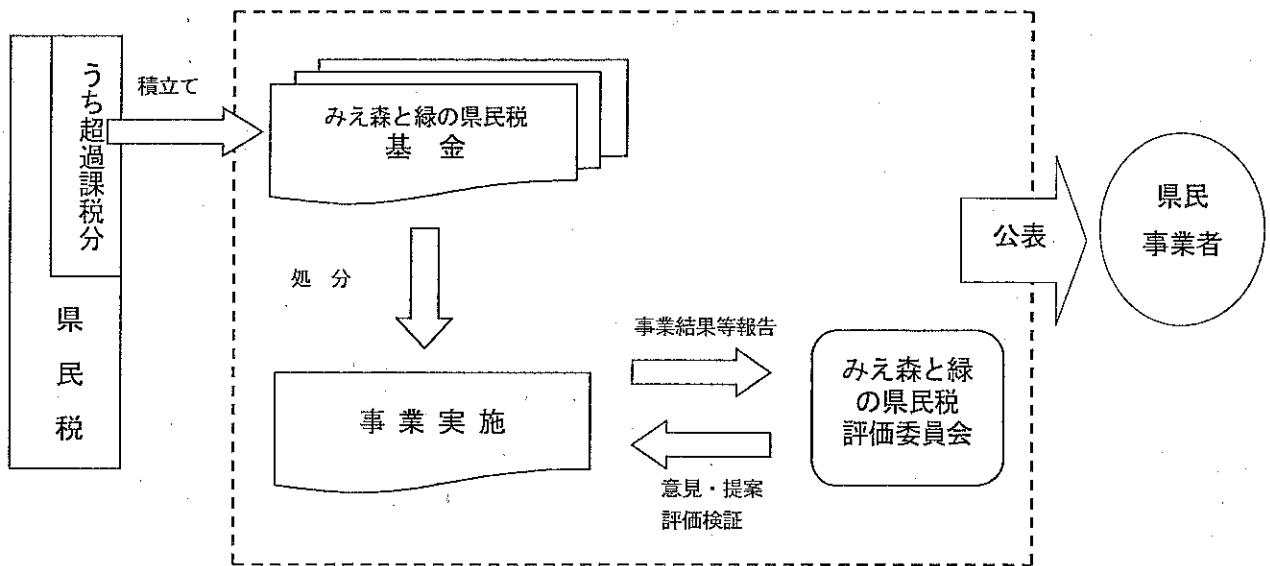
「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

第1章 指針策定の考え方

1 策定の趣旨

平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、この指針に沿って水産業の成長産業化等に取り組んできた。

このような中、養殖飼料の高騰や大規模地震への危機感の高まりなど、様々な情勢変化が見られることから、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」との整合を図りながら、あらためて三重県の水産業と漁村のめざす姿を明確にし、水産王国みえの復活に向けた施策の展開方向を見直す。

2 指針の位置づけ

新たな指針は、これまでの指針同様、漁業者、水産関係団体、市町、県等が10年後を見据えて、水産業・漁村の振興に取り組むガイドラインと位置づける。

第3章 水産業・漁村のめざす姿

県民の皆さん、漁協等水産関係団体等と共有し、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進め水産王国みえの復活を目指します。

めざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

■漁業者に一定以上の所得が確保される水産業の実現

漁業者は、輸出も含めた販路開拓や6次産業化に取り組み、高い付加価値を生み出す水産業を営むことで一定以上の所得を確保。

■さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業・漁村の確立

意欲ある若者が漁業に就業し、漁業技術や漁村文化が継承され、魅力ある水産業・漁村が確立。

■資源管理および環境の保全・再生を進め、豊かな水産物を持続的に供給できる水産業・漁村の展開

環境保全と資源の維持・増大への取組が好循環を生み、水産物の持続的な利用と供給を実現。

■漁港施設や市場・共同加工施設などの整備による安全で生産性の高い水産業と、安心して快適な漁村の構築

災害に強い安全で生産性の高い水産業が実現。高度な衛生管理のもと魚介類を提供。地震津波対策や生活環境整備が進み、安心して快適な漁村が構築。

第5章 計画の推進体制

- ・三重県水産業・漁村振興指針の推進にあたっては、漁業者が主体となり、漁協等水産関係団体、市町、県等が一体となって取り組む。そのため、課題認識、対応、役割分担などについて意思疎通を図り、取組の可能性を見極めた上で実施。
- ・進捗管理にあたっては、毎年度、有識者の意見を聴くとともに、進捗状況を公表し、めざす姿の実現に向け、確実に進捗を図る。

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

1 三重県の漁業生産の状況

・昭和59年の1,248億円をピークに、平成25年には462億円に減少

2 漁業種類ごとの課題

- ・県内のアサリ水揚量は、1万5千トン(S57)をピークに、5百トン(H26)に減少
- ・多獲性魚類を漁獲するまき網、大型定置網、船びき網の生産量は安定
- ・小型底びき網や採貝漁業の生産量は減少
- ・魚類養殖、クロノリ養殖、真珠養殖の生産量、経営体数は顕著に減少

3 資源管理の推進

- ・36の資源管理計画が策定され、1,796名の漁業者が取組に参加
- ・栽培漁業をより効果あるものとするよう取り組む必要

4 漁業の担い手の確保・育成

- ・漁業就業者数は、17,005人(H5)から7,791人(H25)に約9千人減少
- ・65歳以上の漁業就業者の割合は、49.7%(H25)を占め、全国平均(35.2%)を大きく上回る
- (新たな取組) 漁師塾や水福連携の取組がスタート

5 漁業経営の安定化

- ・マダイ養殖、クロノリ養殖、真珠養殖の1経営体あたり生産量は、いずれも主要生産県の数分の一
- ・輸入魚粉価格の高騰による飼料価格高騰が養殖経営を圧迫

6 漁協経営の基盤強化

- ・合併漁協の経営改善等により、沿海漁協の事業利益合計がプラスに転換
- ・依然として、複数の漁協で、経営改善が必要
- (新たな取組) 鈴鹿市漁協、鳥羽磯部漁協、三重外湾漁協等で直販の取組

7 多様化する水産物流通への対応

- ・市場流通、市場外流通の両面で販売促進
- ・T P P協定の大幅合意
- (新たな取組) 海外での和食ブームやサミット開催を好機と捉え、輸出ルート確保などで輸出の促進を支援

8 水産物消費構造の変化への適応

- ・食用魚介類の1人当たり年間消費量は、ピークの40.2kg/人(H13)から27.0kg/人(H25)に減少
- (新たな取組) 魚食リーダーによる魚食の魅力発信がスタート

9 活力ある水産業・漁村の実現

- ・地域水産業・漁村振興計画等の策定、実践が進展
- (新たな取組) 地域の取組が活性化(アサリ、ヒロメ、カキ他県連携等)

10 藻場・干潟の再生・保全

- ・藻場の32%(H2→H22)、干潟の63%(S30→H12)が消失し、沿岸環境の改善と資源回復のために再生が必要

11 南海トラフ地震など大規模地震への対応

- ・南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度と言われるなか、漁港施設、漁港海岸の耐震化が進んでいない

第4章 今後の展開

1 施策の展開

1-1から1-4の4つの施策を展開し、もうかる水産業の実現や担い手確保などに取り組み、めざす姿の実現を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
漁業者1人あたり漁業生産額	593万円	667万円

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

サミット開催の知名度を活用し、6次産業化の促進や他産業との連携推進、輸出の促進、流通の効率化と消費拡大、安全安心な水産物の供給、競争力のある養殖業の確立により県産水産物の高付加価値化を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	0件	12件

1-2 水産業の担い手の確保・育成

新規就業者の支援や水福連携により、多様な担い手の確保・育成を推進。また、漁業者の経営力向上や女性の活躍、県一漁協の実現に向けた漁協合併の取組を促進。

目標項目	現状値	目標値(H31)
新規漁業就業者数(45歳未満)	30人	42人

2 漁業種類別の取組

漁船漁業、養殖漁業、内水面漁業などについて、漁業種類別に取組の展開を記載

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

漁業者による資源管理体制の構築を進め、持続的な生産が可能な水産業の確立をめざす。また、水産生物を育む干潟・藻場の再生、保全等に取り組む。

目標項目	現状値	目標値(H31)
資源管理に参加する漁業者数の割合	14%	30%

1-4 水産基盤の整備・保全

漁港施設や市場、共同加工施設などの整備により、安全で生産性の高い水産業と、安心して快適な漁村の構築を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	2漁港	4漁港

第4章 今後の展開の概要

1 施策の展開

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

(1) 6次産業化や他産業との連携の推進

- ①生産から販売まで一体化した6次産業化の促進
- ②漁業者と地域の水産加工業者との連携促進
- ③海女漁業の漁獲物の高付加価値化や観光など他産業との連携

(2) 輸出の促進

- ①商談機会の確保等で恒常的な水産物輸出を実現
- ②輸出に向けたHACCP認証取得を支援

(3) 流通の効率化と消費拡大

- ①県産水産物の魅力を情報発信して消費を拡大
- ②家庭における魚食を促進
- ③MSC認証、ASC認証、ハラル認証等の取得促進
- ④産地市場の統合等による効率的出荷体制

(4) 安全・安心な水産物の供給

- ①養殖業の生産履歴情報の保管と開示を促進
- ②疾病対策に係る技術開発、普及

(5) 競争力ある養殖業の確立

- ①協業化などによる経営規模拡大等を促進
- ②コスト低減や経営リスク軽減の研究、普及
- ③消費者ニーズに応じた生産を促進
- ④高品質真珠の生産技術開発及び普及

(6) 活力ある地域とするための実践・実行

- ①「地域水産業・漁村振興計画」等の策定、実践支援
- ②都市漁村交流による地域活性化
- ③サミットのレガシーとなるよう取組を継続

1-2 水産業の担い手の確保・育成

(1) 多様な担い手の確保・育成

- ①就業希望者の知識、技術習得の支援
- ②新規就業者の初期投資の負担軽減
- ③漁業就業体験や情報発信による就業促進
- ④水福連携の取組の推進
- ⑤女性の活躍の促進

(2) 漁業者の経営力向上

- ①複合経営、協業化等による所得向上や雇用創出
- ②水産業普及指導員による指導、支援
- ③漁業共済、セーフティーネット等への加入促進

(3) 漁協の組織体制及び経営基盤の強化

- ①さらなる漁協合併の促進
- ②事業の効率化や新たな取組による経営基盤強化

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

(1) 水産資源の維持・増大

- ①資源管理に資する水産資源の評価を実施
- ②漁業者の自主的な資源管理措置を指導
- ③効果的、効率的な栽培漁業の推進

(2) 海面利用の調整と違反操業の防止

- ①漁業と遊漁等の海面利用調整
- ②沿岸漁業とまき網漁業の相互理解の推進
- ③密漁の監視と取締
- ④資源管理措置の遵守を徹底

(3) 内水面漁業・養殖業の振興

- ①稚アユ放流、食害防止対策の支援
- ②ウナギ資源管理に係る指導と養殖業の振興

(4) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進

- ①干潟・浅場・藻場を造成し、豊かな海を再生
- ②漁業者等が行う干潟等の保全活動を支援

1-4 水産基盤の整備・保全

(1) 災害に強い、持続的な生産を支える水産基盤の整備・保全

- ①耐震性を持った岸壁、防波堤などの整備
- ②長寿命化計画に基づく漁港施設の機能保全
- ③BCP（事業継続計画）の策定を推進

(2) 販売力強化と流通の効率化・高度化を支える基盤の整備

- ①コスト削減や鮮度保持等のための施設整備
- ②産地市場の機能強化等のための施設整備
- ③高付加価値化や輸出促進を支える施設整備

(3) 安全で快適な漁村生活のための基盤の整備

- ①海岸保全施設の耐震対策
- ②集落排水施設などの生活環境施設の整備

2 漁業種類別の取組

2-1 底びき網漁業（エビ・カニ類、アナゴ、アサリ等）

- ・資源管理と栽培漁業の推進による資源の維持・増大
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・幼稚仔の生育に必要な干潟・藻場等の再生・保全

2-2 船びき網漁業（イワシ類、イカナゴ等）

- ・資源管理の推進による資源の維持・増大
- ・漁師塾等による新規就業者の定着を促進
- ・複合経営や作業の効率化等による収入増加や経費削減
- ・漁業収入安定対策による経営の安定

2-3 まき網漁業（サバ類、イワシ類、アジ類等）

- ・資源管理措置遵守の徹底等による水産資源の維持・増大
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・三重県内の沿岸における漁獲対象魚種の資源評価
- ・サバやアジなどの多獲性魚類の消費喚起

2-4 定置網漁業（ブリ、サバ類、スルメイカ等）

- ・資源管理措置遵守の徹底等による水産資源の維持・増大
- ・漁師塾等による新規就業者の定着を促進
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・ブリについて輸出も含めた流通対策を支援

2-5 一本釣り・刺し網・はえなわ漁業等（沿岸漁業）

（マダイ、イセエビ、トラフグ等）

- ・資源管理と栽培漁業の推進による資源の維持・増大
- ・付加価値向上を図る加工業との連携や6次産業化の促進
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・環境改善と資源回復を図る藻場・干潟等の再生・保全

2-6 海女漁業（アワビ、サザエ、ナマコ等）

- ・アワビ等の種苗供給と放流効果を高める漁場の造成
- ・「海女もん商品」など高付加価値化の取組を促進
- ・藻場の造成や磯焼け防止等に係る地域の活動支援

2-7 アサリ漁業（アサリ等）

- ・漁業者自身による資源増大の取組を支援
- ・河口域の稚貝の効果的な移植放流や有効な漁獲管理の促進
- ・母貝の生育に適した干潟造成
- ・大規模干潟の造成に向けた情報収集と体制整備

2-8 魚類養殖（マダイ、ブリ、マハタ等）

- ・疾病の防止、被害の軽減にかかる技術の開発、普及
- ・低魚粉飼料の開発等など生産コスト削減や経営リスクの低減
- ・マダイやブリ、マハタ等養殖魚の輸出も含めた販売力強化
- ・協業化等による規模拡大など競争力ある経営体の育成

2-9 藻類養殖（クロノリ、アオノリ等）

- ・漁場環境に適応し、生産性の向上等が期待できる新品種の作出
- ・高価格のアサクサノリの安定生産技術の開発、普及
- ・共同加工施設の利用や協業化によるコスト削減等を推進
- ・ヒロメやアカモク等の認知度向上

2-10 貝類養殖（カキ等）

- ・シングルシード養殖等による生産コストの低減や高品質化
- ・養殖筏等を活用した複合養殖の促進等による収益性の向上
- ・三重県産カキの安全・安心確保の取組を推進
- ・商談機会の確保等により輸出も含めた販路拡大を促進

2-11 真珠養殖（アコヤガイ）

- ・高品質真珠生産のための母貝やピース貝の生産と養殖技術開発
- ・生産者と連携した三重県産真珠のPR
- ・協業化等による規模拡大など、競争力ある事業者の育成

2-12 内水面漁業・養殖業（アユ、ウナギ、シジミ等）

- ・稚アユ放流やカワウ等の食害防止への支援による資源増大
- ・ウナギ資源の適正管理とウナギ養殖業の振興
- ・シジミ資源の持続的活用の推進